

議案第 55 号

松阪市監査委員条例の一部改正について

松阪市監査委員条例(平成 17 年松阪市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 15 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市監査委員条例の一部を改正する条例

松阪市監査委員条例(平成 17 年松阪市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(代表監査委員)

第 3 条 法第 199 条の 3 第 1 項の規定による代表監査委員は、監査委員の合議により定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。